

平成 29 年度 第 1 回 猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 5 月 16 日 (火) 13 時 30 分から 14 時 30 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (9 人)

会長	10 番	仲野会長
委員	1 番	水野委員
	2 番	木村委員
	3 番	森 委員
	4 番	宮尾委員
	5 番	大武委員
	6 番	丹治委員
	8 番	円丁委員
	9 番	港 委員

4. 欠席委員 (1 人) 7 番 小尾委員

5. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 報 告 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意契約通知について

第 5 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 6 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 7 議案第 3 号 現況証明願いについて

第 8 議案第 4 号 農業委員会の活動計画について

第 9 議案第 5 号 下限面積の設定について

第 10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務局次長 浮中次長

農地係長 林係長

農地係 佐藤主事

## 7. 会議の概要

- 小林局長      それでは時間が過ぎましたので、平成29年度の第1回農業委員会総会を開催したいと思います。
- まず初めに4月1日に人事異動でですね、佐藤主事が農業委員会の方に異動になりましたので、一言ごあいさついただきたいと思ます。
- 佐藤主事      4月から農業委員会に異動になりました佐藤です。皆様にはいろいろとお世話になると思ますがよろしく願いたします。
- 小林局長      それでは最初に会長のご挨拶から願いたします。
- 仲野会長      皆様ご苦勞様です。今日、普及センターの市村君に、牧草の伸びはどうだという話をしましたら、去年よりは良いですが、例年と比較したら背丈がないということでしたが、今年も良い天候に恵まれるのを願いたいと思ます。今日の午前中、初めて睦会総会と、結婚推進協議会は何度か出席していましたが、先月21日に宗谷の会長会議でも婚活事業の話になりましたが、いろいろなイベントを開いているが、カップル成立まではしていないと聞きまして過去からやっているが、最近はいまいち見つけられないというか、いろいろと感するものがありました。
- 先に挨拶をしてしまい申し訳ございませんが、ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達してしておりますので平成29年度第1回総会を開催したいと思います。
- 日程第1、会期の決定について会期は本日1日限りということにいたしました。これにご異議ありませんか。
- 委員一同      異議なし。
- 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
- 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第36条の規定により、9番 港英一君、1番 水野正継君を指名いたします。
- 日程第3事務報告。事務局より報告願いたします。
- 小林局長      日程第3、事務報告。平成29年3月29日から平成29年5月15日までとなっております。3月29日、平成28年度第6回農業委員会総会をこの場にて開催しております。出席委員数につきまして

は10名、及び事務局となっております。4月21日、平成29年度宗谷地方農業委員会連合会通常総会、平成29年度宗谷農村パートナー対策協議会総会、平成29年度地区別農業委員会会長事務局長会議を稚内市にて開催をしております。仲野会長と私の方で出席をしております。一番最初の宗谷地方農業委員会連合会通常総会におきまして、平成29年度の方針については了承をもらったんですが、なかなか全体的な経費が少ない中での運営になっているので、少ない経費の大半が旅費の部分に大体占めているという話になっておりまして、旅費の使い方も踏まえた形の中で財源の見直しを考えながらもう少し有意義な活動ができるような検討をしてみてもどうかというお話がありました。あと宗農連の会長職の取り扱いということで宗谷の農業委員会につきましては、7月19日までの任期となっております、宗農連の会長が今、稚内市の農業委員会の会長の島田会長になってるんですが、宗農連の会長職の任期が8月10日ということになっておりますので、7月19日になってから8月10日までの20日間程度につきましては残任期間といたしまして、稚内市の方で新たな会長がその残任期間については継続をしてやるという形での了解となっております、今後、8月10日までの間に一度臨時総会を開いた中で新たな会長を決めていくということで了解をしてきたところでございます。

続いて2番目の宗谷パートナー対策協議会の総会につきましては事務局が、今まで中頓別町が事務局をやったんですが3年間の持ち回りということで今年度29年、30年、31年につきましては浜頓別町でこのパートナー対策の事務局を持つことになっております。猿払村につきましては、浜頓別町の次ということになりますので平成32年、33年、34年が猿払村農業委員会の方で事務局ということになります。

最後の農業委員会長事務局長会議につきましては、これから伺います北海道選出の国会議員への要請活動といたしまして、要請活動の内容についての確認という部分と北海道農業会議の方の手續の関係でございまして先ほど申した大半が農業委員会の委員さんの任期が7月19日で任期満了ということがありますので、そういった手續の仕方という部分についての説明がございました。事務報告については以上です。

仲野会長

それでは日程第4、報告。農地法第18条第6項の規定による、合意解約通知についてを議題といたします。内容について事務局より説明をお願いいたします。

小林局長

日程第4、報告。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知

について、下記のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の提出がありましたのでご報告いたします。平成29年5月16日提出。猿払村農業委員会会長仲野信之。

内容につきましては浅茅野台地2655-10、浅茅野台地2655-12、浅茅野台地2655-13の3筆なのですが、こちらにつきましては譲渡人といたしまして、浅茅野台地の〇〇〇〇さん、譲受人といたしまして、〇〇〇〇となっております。この件につきましては、後ほど日程第7の現況証明扱いという部分についての内容と重複になりますけども、今まで借りていた土地につきまして、今度は所有権移転をしていくという形になっている部分がありますので、今までの利用権の設定を新たに解約をして所有権移転をする手続のための解約の内容となっております。以上です。

仲野会長 ただいまの件につきまして質疑を賜ります。

委員一同 ありません。

仲野会長 質疑がなければ報告を終了といたします。

日程第5、議案第1号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の決定について、事務局より説明お願いします。

小林局長 日程第5、議案第1号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定について、下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について御審議願います。平成29年5月16日提出。猿払村農業委員会会長仲野信之。

内容につきましては浅茅野台地3896-1番地であります、農地について、譲渡人が〇〇〇〇、譲受人といたしまして、〇〇〇〇となっております。この件につきましては5年前に、農地保有合理化事業を使って、〇〇の方が買入をした農地を5年間経ちましたので、今年〇〇〇〇さんの方で買入をするという案件となっております。内容については以上です。

仲野会長 ただいまの件について質疑を受け賜ります。何かございませんか。

委員一同 ありません。

仲野会長 質疑がなければ本案を可決することに異議はございませんか。

- 委員一同 異議なし。
- 仲野会長 異議なしと認めます。  
よって、日程第5、議案第1号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について原案通り可決決定いたします。  
日程第6、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。  
内容について事務局より説明お願いいたします。
- 小林局長 日程第6、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請の提出がありましたのでご審議願います。平成29年5月16日提出。猿払村農業委員会会長仲野信之。  
案件につきましては2件ございまして、浅茅野台地2657-1の所在であります譲渡人の〇〇〇〇さん、譲受人であります、〇〇〇〇です。内容につきましては許可日から平成30年3月31日までの使用貸借権の中身となっております。面積につきましては724平方メートル。もう1件につきましては浅茅野台地342-53番地譲渡人といたしましては〇〇〇〇さん、譲受人といたしまして〇〇〇〇さん、内容につきましては、許可日から平成34年の1月29日までの使用貸借権、面積につきましては304平方メートルとなっております。  
詳細の場所等につきましては、別紙附属資料の議案第2号の方に添付をさせていただいております。〇〇〇〇につきましては会社の農家住宅の地籍図と航空写真もつけさせていただき、また、意見書の方も添付しております。2枚目につきましては〇〇〇〇さんの部分についても、こちらの方も研修住宅ということになっておりますので、その地籍図と航空写真、また意見書の方を添付してありますのでご覧いただけたらと思います。内容については以上です。
- 仲野会長 本案の受付番号1番の議題については、議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定により、〇〇〇〇委員に退席を命じます。  
受付番号1番の件について質疑を受け賜ります。何かございませんか。
- 委員一同 ありません。

- 仲野会長 よろしいでしょうか。  
質疑がなければ〇〇委員に入場お願いいたします。  
続いて受付け番号2番の件について質疑を受け賜ります。何かございませんでしょうか。
- 委員一同 ありません。
- 仲野会長 よろしいでしょうか。  
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 仲野会長 異議なしと認めます。  
よって日程第6、議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを原案どおり、可決決定いたします。  
日程第7、議案第3号。現況証明願いについてを議題といたします。  
内容について事務局より説明をお願いします。
- 小林局長 日程第7、議案第3号。現況証明願いについて、下記のとおり現況証明願いが提出されましたのでご審議願います。平成29年5月16日提出。猿払村農業委員会会長仲野信之。  
内容につきましては、先ほど報告をさせていただいた合意解約の中身と関連しております、それにつきましては浅茅野台地2655-10、浅茅野台地2655-12、浅茅野台地2655-13、この3筆をですね、現況証明願いということで提出がございました。  
場所等につきましては、附属資料の議案第3号の見出しがついてるかと思うのですが、そちらの方をご覧いただいでですね、現況はもうグレースファームの敷地の中にですね、農業施設が建っている部分もございしますので、前回平成20年の段階ではもうそちらの許可が出ていたということになっておりますので、登記をする段階では公募地目の方が畑となっている部分がありますのでこちらの方の畑となっている場合については宅地という部分では登記の手続きが必要になってくるかと思しますので、登記をする段階では、現況願いを持って地目の変更掛けるという形になっておりますので、この場にてご審議を願いたいと思います。以上です。
- 仲野会長 ただいまの件について質疑を受け賜ります。  
何かございませんでしょうか。

- 委員一同 ありません。
- 仲野会長 質疑がなければ、本案を可決決定することにご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 仲野会長 異議なしと認めます。よって日程第7、議案第3号。現況証明願いについてを原案どおり可決決定いたします。  
日程第8、議案第4号の農業委員会の活動計画について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 小林局長 日程第8、案第4号。農業委員会の活動計画について、下記のとおり農業委員会の活動計画についてご審議願います。平成29年5月16日提出。猿払村農業委員会会長仲野信之。  
活動計画の内容につきましては、附則資料議案第4号の見出しをおめくりいただきまして、そちらの方から平成28年度の活動点検の評価及び平成29年度の活動計画の方を載せてございます。この内容につきましては前回の農業委員会の総会においてお諮りをしていただいて、合意をいただいたものを公募というか意見をもらうための公告をするということになっておりましたので平成29年3月30日から平成29年4月30日の約1ヶ月間募集をしてですね、意見を募ったのですが、内容については、異議がないということでありましたので、平成28年度のその目標に向けた活動の点検評価及び29年度も活動計画についてはこの形をもって進めていきたいとことでのご理解をいただけたらなと思います。以上です。
- 仲野会長 ただいまの件について質疑を受け賜ります。何がございませんか。
- 委員一同 ありません。
- 仲野会長 よろしいですか。  
質疑がなければ本案を可決決定することについてご異議にございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 仲野会長 異議なしと認めます。よって日程第8、議案第4号。農業委員会の活動計画については、原案どおり可決決定といたします。

日程第9、議案第5号。下限面積の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

小林局長

日程第9、議案第5号。下限面積の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっております。農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付で、一部改正され農業委員会では、毎年、下限面積の設定を、また修正等を必要であれば審議をすることとなっております。これにより今年度下限面積の設定について、以下のとおり提案いたしますので、ご審議願います。平成29年5月16日猿払村農業委員会会長仲野信之。内容といたしましては、農地法施行規則第17条第1項の適用について方針については、現行の下限面積2haということについては、変更は行わないと。理由につきましては猿払村において、全農家が下限面積である2ha以上を保有してる、耕作をしているという理由でこの面積については現行どおりとするということでご審議願います。以上です。

仲野会長

ただいまの件について質疑を受け賜ります。  
何かございませんか。まあ、今までどおり2haという話です。  
よろしいですか。

委員一同

ありません。

仲野会長

質疑がなければ本案を可決決定することについてご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

仲野会長

異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第5号。下限面積の設定については原案どおり可決決定をいたします。

日程第10、その他。事務局から何かございませんか。

小林局長

その他ということで今資料を配らせていただいたんですけども、前回の農業教委員会の時ですね、農業士と指導農業士についてということで、次の農業委員会までにですね纏めてきますというお話をさせていただいたので、その内容について若干ご説明させていただきたいな

とっております。

指導農業士、農業士についてということでその役割ということで目的として地域の農業の振興と、担い手の育成が大きな目的となっております。農業振興といたしましては、普及センターの取り組み事業、また農業試験場等の取組みの事業の相談役という役目、また担い手育成の部分につきましては農業大学の1年生を主体とした、酪農業に対する研修生の受け入れをやっているという形になっております。

また宗谷総合振興局、普及センター、よつ葉等の外部団体等の体験実習の受け入れ等も、農業士、指導農業士の方で対応しているということになっております。

また農業後継者団体4Hクラブに対する助言についても行ってきております。2番目に村との関わりということで、村の取り組みの中では担い手を確保するためにいろんな担い手の募集活動という部分をやっております。農業系の大学を訪問したり、農業人フェアなどに行って農業しませんかということでの参加等も行っております。そういった募集活動の中で酪農業に今興味がある場合、一度猿払村の方に来ていただいて体験実習という部分も踏まえて、酪農とはどういうものかというものを体験してもらえる受け入れ先というところに農業士、指導農業士が行っているという位置づけにもなっています。

また村はそういうことにすることにより、猿払村のPRという部分にも兼ね備えた形の中で実施をしてきているという形になっております。簡単ですが、指導農業士と農業士について、また村との関わりという部分についてはこういった内容で御理解いただきたいと思っております。以上です。

仲野会長 この件については、何かございますか。

小林局長 いろいろとご意見いただけたらと思います。

森委員 この資料見れば、内容については大体分かるのですが、後はですね、村の方ですね、こういった活動の中身を広報等でですね、まあ、私達も全部目を通し切れてないので、私自身見逃している部分もあるかもしれないので、なるべくこういった活動をされているんだというのを行政としてですね、広報をしていただけたらなと思います。以上です。

他によろしいですか。

仲野会長 これは単純に農業士と指導農業士はどう違うのか。いつも疑問に思っていたが。

小林局長 いきなり指導農業士にはなれないんですね。まずは段階を踏んで、農業士となり、その活動が評価されて指導農業士となっていくような階段方式になっているんですね。まずは農業士から始まって、農業士の活動がふさわしいとなって指導農業士となっていきます。

仲野会長 分かりました。  
以上を持ちまして本日の日程を全て終了いたしました。委員の皆様方から何かございませんか。

委員一同 ありません。

仲野会長 よろしいですか。無ければ、これで第1回の農業委員会総会を終了いたします。本日はご苦労様でした。

議長 仲野 信之

会議録署名委員

滝 菜 一 

会議録署名委員

水野 正 継 